

いなべ市監査委員告示 第3号

令和8年3月3日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）法第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和8年4月27日付けで請求人に通知したので、同項の規定に基づき公表する。

令和8年4月27日

いなべ市監査委員 小川 和 幸  
いなべ市監査委員 出口 日佐男

## 1 請求人 略

## 2 住民監査請求書の提出から陳述まで

令和8年3月3日 住民監査請求書の提出（受付）

令和8年3月23日 請求人陳述

## 3 住民監査請求書（原文要約）

### (1) 趣旨

下水道管渠清掃業務委託契約に係る公金の支出が適正であるのか。違法又は不当な財務会計行為が認められた場合には、関係職員及び受託事業者に戻還請求とその他必要な措置を講じること。行政財産の目的外使用について、使用料徴収及び契約変更手続の適正化を含む再発防止措置を講じること。

### (2) 要旨（原文要約）

下水道課の令和6年度下水道管渠清掃業務委託契約の設計書には、洗浄水単価として1 m<sup>3</sup>当たり165円が計上されている。実際は、市が農業集落排水施設の汚水を事業者が無償提供することとなったが、設計及び減額変更は、書面の契約はなされていない。

事業者による河川水及び農業集落排水処理前水の無許可使用並びに汚水管渠清掃洗浄水代が契約書どおりの請求金額で支払われている可能性がある。これは黙認及び組織的管理不全である。

## 4 請求人による陳述（抜粋）

事業者の見積書には洗浄水代が記載されていないが、市の設計書には洗浄水を使ったときに水道料金として1 m<sup>3</sup>当たり165円の単価の記載がある。契約時点で水が準備できずにもかかわらず契約し、水道水を使用していないのに下水道課へ請求している。口頭でのやりとりで、契約変更の手続がなされていない。

また、農業集落排水を汲み取っているところを見たが、証拠となるものがない。事業者による農業集落排水の汚水使用を把握している旨の下水道課から説明を受けている。

しかし、汚水をどれだけ使用し市に損失を与え、上水道を使用した料金分の損失金額はわからないので示せない。

## 5 監査事項

令和6年度汚水管渠清掃業務において、市の委託業者が農業集落排水施設の汚水を管路清掃に使用していたことについて、行政財産の目的外使用に該当するか、また、その後請求に基づき市が公金を支出した行為は、地方自治法第238条及び第242条の趣旨に反する不当な財務会計上の行為に該当するか監査した。

## 6 監査委員の判断

本件住民監査請求を棄却する。

## 7 理由

本件業務は、契約の仕様書に記載のある高圧洗浄車で洗浄水を使い下水道管内の清掃作業を行うものである。洗浄水については詳細な記述がなく管路を清掃するための水として実際の現場に応じた調達を施している。

令和6年度に契約締結した污水管渠清掃業務に係る洗浄水の調達方法については、契約後に発注側と受注側とで協議したうえで変更し、いなべ市内にある農業集落排水処理施設内にある生物処理を経ている消毒槽手前の水槽（沈殿槽）の水及び同施設内で溜まった雨水を洗浄水として市から無償提供した。これは、水道水の使用を控え代替水源を使用することにより、生活用水となる資源を確保し、渇水対策につながるものであった。

こうしたことから、洗浄水の調達方法の見直しは、軽微な変更であり、污水管渠清掃業務契約に見合う作業が行われたと考える。

また、管路清掃過程で生じる作業工程の軽微な変更は、業務委託契約書の第15条「この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。」の規定に基づいた双方協議済の案件であるので違法、不当なものとはいえない。履行期間終了後に完成報告書が事業者から提出され、不具合もなく污水管渠清掃業務は完了し、市に損失はないと考える。

以上のことから、契約金額や契約内容の本質を変えていないこと、委託目的、仕様の基本部分は変わらないことを考えると、無償提供は市の裁量の範囲内と評価でき、変更内容が作業の微調整など「軽微な変更」にとどまり、現場の対応として合理性があり、地方自治法上の財務会計行為として、契約金額を支払うことが、違法、不当なものとはいえないことから請求人の主張は認められない。

## 8 監査の通知

上記の住民監査請求については、い監査第19号令和8年4月27日付けで請求人宛に通知した。

以上